

第29回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

資 料

	ページ
1 懲戒処分の状況について	1
2 任命権者別の重点取組の状況等について	8
3 令和3年度における重点取組について	11
4 その他	12

1 懲戒処分について

<懲戒処分件数の推移>

期 間	処分件数
H28.4～H29.3	64件
H29.4～H30.3	49件
H30.4～H31.3	73件
H31.4～R2.3	63件
H2.4～R3.3	68件

※市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象（交通局除く）

○令和2年4月～令和3年3月 事案別・所属別・職種別の懲戒処分件数表

(単位:件数)

事 案				所 属 別		職 種 別						
				市長部局等	学校園	1・3号				2号	消防 吏員	教員等
						課長 以上	課長 代理	係長	係員			
一般服務 関 係	①	喫煙	6	2	4				2			4
	②	マイカー通勤	1		1							1
	③	個人情報関係	1	1					1			
	④	不適正事務	9	9		1		3	5			
	⑤	手当の不正受給	1		1							1
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	0									
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	7	4	3	1		1	2			3
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	17		17							17
	⑨	ハラスメント	5	4	1	1		2	1			1
	⑩	収賄等	0									
	⑪	管理監督責任	2	2		2						
	⑫	その他	8	3	5	3				4		1
		合計	57	25	32	8	0	6	11	4	0	28
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のそき、盗撮、痴漢等)	4	2	2				2			2
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	3	2	1			1	1			1
	⑮	横領・窃盗等	2	1	1				1			1
	⑯	賭博	0									
	⑰	薬物・大麻の使用	0									
	⑱	その他	0									
		合計	9	5	4	0	0	1	4	0	0	4
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	0									
	⑳	交通法規違反 交通事故	2	2						2		
		合計	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0
総 計			68	32	36	8	0	7	15	6	0	32

○令和2年度と令和元年度との事案別懲戒処分の比較

(単位:件数)

事 案			令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月)			令和元年度 (平成31年4月～令和2年3月)			昨年度同時期 との比較 ①－②
			件数計 ①	所 属 別		件数計 ②	所 属 別		
				市長部局等	学校園		市長部局等	学校園	
一般服務 関 係	①	喫煙	6	2	4	4	3	1	2
	②	マイカー通勤	1		1	3	3		▲ 2
	③	個人情報関係	1	1		1	1		0
	④	不適正事務	9	9		7	6	1	2
	⑤	手当の不正受給	1		1	1		1	0
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	0			1	1		▲ 1
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反（事務懈怠等）	7	4	3	3	3		4
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	17		17	17		17	0
	⑨	ハラスメント	5	4	1	3	1	2	2
	⑩	収賄等	0			3	3		▲ 3
	⑪	管理監督責任	2	2		2	1	1	0
	⑫	その他	8	3	5	5	1	4	3
		合計	57	25	32	50	23	27	7
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為（のぞき、盗撮、痴漢等）	4	2	2	5	3	2	▲ 1
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	3	2	1	2	2		1
	⑮	横領・窃盗等	2	1	1	1	1		1
	⑯	賭博	0			0			0
	⑰	薬物・大麻の使用	0			0			0
	⑱	その他	0			2	1	1	▲ 2
		合計	9	5	4	10	7	3	▲ 1
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	0			1	1		▲ 1
	⑳	交通法規違反 交通事故	2	2		2	2		0
		合計	2	2	0	3	3	0	▲ 1
総 計			68	32	36	63	33	30	5

直近の懲戒処分案件について

1. 職務専念義務違反（令和3年3月30日付）＜事務職員：課長級＞

- 平成29年10月から令和2年7月にかけて、勤務時間中に、職場のパソコンを用いて、ポイントを貯めることができるインターネットサイトに合計約2,000時間を超えてアクセスし、当該サイトで貯めたポイントの一部について、経済的価値を持つポイントへ交換した。また、事実の有無について当該職員へ確認を行った際、ポイントを貯めて交換することはなかったと虚偽の報告を行った。

⇒処分内容 停職3月

2. ハラスメント行為等（令和3年3月30日付）＜事務職員：課長級＞

- 平成29年2月から平成30年2月までの間において、部下職員に対して、妊娠の時期に言及するなどのマタニティハラスメント行為を行った。また、平成29年4月頃から令和2年3月までの間、同僚職員に対して、高圧的な言葉遣いをするなどのパワーハラスメント行為を行った。さらに令和2年4月に当該職員が現在の所属に異動して以降、同年11月頃まで、異動する前の部下職員等に対して、自身の担当業務外となったにもかかわらず、業務指示を行っていた。

⇒処分内容 停職3月

直近の懲戒処分案件について

3. 酒気帯び運転での人身事故（令和3年4月14日付）＜事務職員：係員＞

- 令和3年3月16日、飲酒後に酒気帯び状態で自家用車を運転し、交通整理の警備員に衝突し負傷させ、自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致傷）の容疑で逮捕された。

⇒処分内容 懲戒免職

4. わいせつ行為（繰り返し）（令和3年4月14日付）＜事務職員：係長級＞

- 令和3年2月2日、京都市内を走行中の電車内において女性の胸を触ったとして、京都府迷惑行為等防止条例違反の容疑で逮捕された。なお、当該職員は同様の行為を行い、平成31年1月に停職3月の懲戒処分を受けている。

⇒処分内容 懲戒免職

● 再発防止について

- ・ 服務研修（特に課長級・課長代理級）の内容を充実
- ・ ハラスメント防止にかかる通知の発出
- ・ 懲戒処分事例と生涯賃金への影響額の資料を庁内ポータルに掲載：次頁参照

直近の処分事例

・ハラスメント行為

停職3月

部下職員に対して、妊娠の時期に言及するなどのマタニティハラスメント行為を行った。

また、同僚職員に対して、高圧的な言葉遣いをするなどのパワーハラスメント行為等を行った。

(58歳:事務職員:課長級)

・職務専念義務違反

停職3月

勤務時間中に、職場のパソコンを用いて、ポイントを貯めることができるインターネットサイトに合計約2,000時間を超えてアクセスし、貯めたポイントの一部を経済的価値を持つポイントへ交換した。

(59歳:事務職員:課長級)

・不適正事務

停職1月

事務手続きを免れるため、資料を一部切り貼りし改ざんした。

また、事務手続きを怠り、過大な支払いを生じさせた。

(54歳:事務職員:係員)

・酒気帯び運転(人身事故)

懲戒免職

飲酒後に、酒気帯びの状態で自家用車を運転し、交通整理を行っていた警備員に衝突し負傷させた。

(45歳:事務職員:係員)

懲戒処分を受けた場合の生涯賃金への影響額

懲戒処分を受けると、給料等への影響は停職や減給など処分時の減額だけではありません。相対評価区分が第5区分となり、昇給はなく、
期末勤勉手当等にも影響が生じます。昇給が減じられれば、その昇給分は、市職員として勤務する間影響を受け、処分後の勤続年数が長ければ長いほど、その影響は大きくなります。

【モデル職員①】 行政職員(係長)40歳、扶養親族3名（妻、子2人）

停職6月	停職3月	停職1月	減給1月	戒告
510万円以上	320万円以上	260万円以上	150万円以上	140万円以上

【モデル職員②】 行政職員(係員)32歳、扶養親族なし

停職6月	停職3月	停職1月	減給1月	戒告
530万円以上	390万円以上	290万円以上	260万円以上	250万円以上

※あくまでモデルであり、実際には昇給や昇格の経過等により異なります。

【 任命権者別の重点取組の状況等について 】

重点取組期間：令和２年６月～令和３年３月

重点取組事案

市長部局等 ①飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）

②不適正事務

学校園 ①教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）

②飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）

＜任命権者別の重点取組項目の処分状況（令和２年４月～令和３年３月）＞

任命権者	処分件数 全体	重点取組①	重点取組②
市長部局等	３２件	３件（５件）	９件（６件）
学校園	３６件	１７件（１７件）	２件（２件）
合計	６８件		

※（ ）内は前年度同時期の件数

○重点取組にかかる取組内容

取組期間：令和２年６月～令和３年３月までの間

○服務研修資料に重点取組事案を追加し、さらなる充実を図った。

- ・ **服務研修（課長・課長代理級）（１０月～１１月実施）**
- ・ **新任業務主任研修（１１月実施）**
- ・ **中堅職員研修（１０月～１２月実施）**
- ・ **職場服務研修（係長級以下）（１０～１１月実施）**

○飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に、通知を発出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

【 学校園 】

○服務研修で重点取組項目の周知

- ・ 新任校園長研修（7月）**
- ・ 校園長服務研修（e－ラーニング）**
- ・ 教職員服務・コンプライアンス研修（e－ラーニング）**

○服務監察だよりの発行

- ・ 令和2年7月 服務規律確保に向けた重点取組**
- ・ 令和3年1月 服務規律刷新PT会議の報告、重点取組の再周知**
- ・ 令和3年2月 「体罰・暴力行為等」について**

○懲戒処分公表の際に学校園へ通知を発出し、事案の再発防止に努めた。

○事務局職員による学校園への巡回監察

- ・ 新任校園長の在籍する学校園等・・・62校園**

○飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に通知を発出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

【 令和3年度における重点取組について 】

・任命権者別で取組むべき事案

- ・市長部局等における「不適正事務」、学校園における「教職員による児童生徒に対する非違行為」については、引き続き、その発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。
- ・また、市長部局等においては、「飲酒時の非違行為」に代えて、近年増加傾向にある「ハラスメント」の発生の防止に向けて、学校園においては「飲酒時の非違行為」に代えて、処分件数が増加している「喫煙」の発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。

・重点取組期間：令和3年4月～令和4年3月

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局	・ 不適正事務 ・ ハラスメント事案
学校園	・ 教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等） ・ 喫煙事案

会食調査結果（20210427時点）

調査対象期間：令和3年3月1日～令和3年4月4日まで
調査対象者：本務職員、再任用職員、任期付職員（学校園除く）

総報告件数 251件 人数 1,164人 （速報値）

【項目別】

① 5人以上の会食を行った者

▷ 件数 219件 ▷ 人数 1,084人

▷ 補職別（R3.4.1時点）

局長級	4人
部長級	18人
課長級	64人
課長代理級	66人
係長級	213人
係員他	719人

② 21時以降会食を行った者

▷ 件数 42件 ▷ 人数 137人

▷ 補職別（R3.4.1時点）

局長級	0人
部長級	1人
課長級	8人
課長代理級	14人
係長級	39人
係員他	75人

会食調査結果（20210427時点）

調査対象期間：令和3年3月1日～令和3年4月4日まで
調査対象者：学校園に勤務する本務職員、再任用職員

総報告件数 97件 人数 447人（速報値）

【項目別】

① 5人以上の会食を行った者

▷ 件数 95件 ▷ 人数 440人

▷ 補職別（R3.4.1時点）

校長	3人
教頭	4人
上記以外の教員	405人
教員以外の職員	28人

② 21時以降会食を行った者

▷ 件数 12件 ▷ 人数 39人

▷ 補職別（R3.4.1時点）

校長	0人
教頭	0人
上記以外の教員	39人
教員以外の職員	0人